学校法人梅田学園役員の報酬等の支給の基準

(目的)

第1条 この規程は、学校法人梅田学園(以下「この法人」という。)の寄附行 為第35条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを 目的とする。

(定義等)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
 - (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
 - (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
 - (4) 役員の報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。 この役員の報酬等には、職員給与規程に基づくものを含まない。
 - (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費(交通費、宿泊費等) 及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

- 第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。
 - (1) 常勤の役員 報酬〔賞与,退職慰労金〕
 - (2) 非常勤の役員 報酬

(報酬等の額の算定方法)

- 第4条 役員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各 号に定める範囲内で、理事会において決定する。
- 1 常勤の役員に対する報酬について
 - (1) 報酬 別表第1に定める額
 - (2) 賞与 別表第2に定める算式により算出される額
 - (3) 退職慰労金についてはこれを支給しない。
- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第3に定める額とする。
- 3 理事が教職員を兼務している場合については、理事としての報酬を支給しない。

(報酬等の支給方法)

- 第5条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の 区分に応じて、当該各号に定める時期とする。
 - (1) 報酬等は、理事として勤務の実態があった翌月25日に支払うものとする。(ただし、支給日が土日祝祭日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。)
 - (2) 非常勤の役員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった都度、支給する。
 - (3) 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
 - (4) 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

- 第6条 役員には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。
- 2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を 支給する。

(報酬等の日割り計算)

- 第7条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任,退任,又は解任の場合の報酬額については,その 月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割 りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第47条の2に定める報酬等の支給の基準として学校法人の事務所に備え置くこととする。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、

別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則 この規程は、令和元年12月13日(※理事会の議決のあった日)より施行する。

別表第1 (常勤の役員の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 30万円以内

別表第2 (常勤の役員の賞与)

6月の賞与	報酬月額×1.7か月分
12月の賞与	報酬月額×1.9か月分

別表第3 (非常勤の役員の報酬)

(1) 理事

	日額
理事会等会議への出席	無報酬
上記の他,法人業務のための勤務	5千円以内

(2) 監事

	日額
監事監査等への出席	5千円以内
上記の他、法人業務のための勤務	5千円以内